

厚生労働省がこのほど発表した「2011 年度脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」で、精神障害を理由に労災補償を請求した人が 1,200 人を超え、3 年連続で過去最多を更新したことが明らかになった。

仕事のストレスなどでうつ病などの精神疾患を発症し、労災補償を請求した人は 1,272 人と、10 年度より 91 人増加。そのうち、3 割に当たる 325 人が労災と認定された。原因は「仕事内容・量の大きな変化」(52 人)、「悲惨な事故や災害の体験・目撃」(48 人)、「嫌がらせ・いじめ・暴行」(40 人)で 4 割を占めた。

労災認定された人を年代別にみると、30 代 (112

人)、40 代 (71 人)、20 代 (69 人)、50 代 (56 人)の順。月平均の時間外労働は 20 時間未満 (63 人)が最多で、100~120 時間未満 (38 人)、80~100 時間未満 (29 人)、120~140 時間未満 (28 人)と続いた。

一方、業種別では、総合工事業 (22 人)、社会保険・社会福祉・介護事業 (19 人)、医療業 (同)、飲食店 (15 人)などが多かった。

職種別では、一般事務従事者 (39 人)が最多だったが、保健師・助産師・看護師 (13 人)、介護サービス職業従事者 (11 人)なども目立った。

(福祉新聞・2583 号 2012 年 7 月 16 日)